

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：滋賀県企業庁

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	91.8%	※1
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.8%	
全職員	82.5%	※2

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	※3
本庁課長相当職	104.6%	
本庁課長補佐相当職	98.3%	
本庁係長相当職	74.9%	

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	※3
31～35年	—	※3
26～30年	90.7%	
21～25年	104.8%	
16～20年	—	※4
11～15年	—	※3
6～10年	99.7%	
1～5年	81.3%	

#### 説明欄

性別によって、給料や手当の額に差異を設けることはありません。  
なお、上記の差異が生じている主な要因は、以下のとおりです。

- ※1 配偶者や子どもがいる職員にかかる扶養手当は、男性職員が受給する場合が多い。  
(令和5年度における扶養手当受給者に占める男性の割合:100%)
- ※2 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が、パートタイム会計年度任用職員等、給与水準の相対的に低い職員において、若干女性職員の割合が高い。  
(任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合:男性職員の20%、女性職員の30%)
- ※3 対象職員は男性職員のみのため「—」としています。
- ※4 該当する職員が在籍していなかったため「—」としています。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。